

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2010年 6月25日(土) 定例研究会報告

テーマ： 合評会「馬渡剛著『戦後日本の地方議会—都道府県議会の構成動態の研究』
(ミネルヴァ書房、2010年)」

報告者： 馬渡 剛 (行政管理研究センター研究員)

討論者： 根本 俊雄 (法学部兼任講師)、宗像 優 (九州産業大学経済学部准教授)

時間： 14:00-17:00

場所： 専修大学神田校舎 13A 会議室

参加者数：14名

報告内容概略：

今回の研究会は、報告者が学習院大学に学位申請論文として提出した『都道府県議会の構成動態の研究—55年体制成立以降を中心として』に補足、修正を行ない出版した『戦後日本の地方議会—都道府県議会の構成動態の研究』(ミネルヴァ書房、2010年)の内容を報告するものであった。

報告では、報告者が抱いてきた問題関心と地方自治研究の系譜、都道府県議会議員への評価を概括し、残された課題として、都道府県議会のフォーマルな側面への実態的観察の不十分さ、地方議員が果たしてきた重要な役割の見落としを述べ、政治家の「再選」、「昇進」、「政策形成」の3つの目標に即して、都道府県議会の構成と動態を分析した。

フロアからは、報告者が分析の対象としている時期区分のばらつきの理由、報告者の中心的研究課題である「政治の不在」について、報告者の「政治」とはなにか、都道府県議会における各政党組織の役割、政党組織と地元利益団体の関係など、活発な議論がなされた。

記：専修大学法学部・藤本一美

2011年6月25日(土) 定例研究会報告

テーマ： 新運転労組にみる労働者供給事業の現実と労供法立法化の問題点

報告者： 萩尾健太(弁護士)

時間： 14:00-17:30

場所： 専修大学神田校舎7号館8階784教室

参加者数：18

報告内容概略：

戦後強制労働や中間搾取を排し労働の民主化を図るため労働者供給事業は禁止されたが、例外として同法45条で労働大臣(現・厚生労働大臣)の許可を得た労働組合等に労働者供給事業が認められた。当初労働省は暴力団や手配師によるピンはねをなくすために、労組による労供を育成する方針であったが、労供はのびず、労働省は労供を廃止し労働者派遣法の制定に方針を転換した。そんな中で、労供事業を積極的に展開してきた数少ない労組の一つが新運転であり、新運転は労供事業を活動の中心におく組織となってきた。1985年、労働者派遣法が成立し、連合および新運転は、表向き派遣反対の立場をとってきた。しかし1999年の派遣の原則自由化時に、厚労省は連合・新運転と取引し、労組に擬制的に事業主性を認め、連合はワークネット、新運転はタブレットを設立して派遣業に参入、相対立する二足の草鞋をはくことになった。こうした動向により、執行部による組合民主主義の破壊もあいまって派遣事業者と同質化する新運転は、ここ数年、全港湾などとともに労経法制定運動を進めているが、これは事実上労働者の権利侵害のいっそう進んだ派遣事業の合法化となる可能性が高い。

記：専修大学経済学部・兵頭淳史